

## 雇用調整助成金(特例措置)の対象期間の延長と

## 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る助成率引き上げ特例について

(令和4年4月13日現在)

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

### ●特例措置の対象期間延長

厚生労働省は、雇用調整助成金(特例措置)の対象期間を、令和4年6月末まで延長しています。

### ●緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る助成率引き上げ特例

緊急事態宣言の対象区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域において、都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業について、助成率を最大10/10に引き上げる特例が適用になります。

#### [お問い合わせ先]

##### 県労働局の助成金相談窓口

- ・ 豊橋ハローワーク : 0532-52-7191 (豊橋市、田原市)
- ・ 豊川ハローワーク : 0533-86-3178 (豊川市)
- ・ 新城ハローワーク : 0536-22-1160 (新城市、北設楽郡)
- ・ ハローワーク浜松 : 053-457-5161 (湖西市、浜松市中区・東区・西区・南区)

【最新の情報は、厚生労働省 HP をご確認ください。】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)